

令和 8 年度 立川市居住支援協議会の活動について（案）

1 会議の開催

①定期総会（6 月 19 日）

〔議題〕前年度事業報告、前年度市決算報告、当年度事業計画、当年度市予算報告
ほか

②協議会（10 月～11 月）

〔議題〕当年度事業の進捗状況報告、課題協議 ほか

2 居住相談窓口の開設「みんなの住まいサポートたちかわ」〔立川市委託事業〕

(1) 開設時期	令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月
(2) 相談日時	毎週木曜日（祝日・年末年始を除く） ①13:30～14:15 ②14:45～15:30 ③16:00～16:45
(3) 相談会場	・立川市役所本庁舎 3 階打合せコーナー①番（原則） ・相談者の状況・希望等により、相談者宅の近隣の公共施設、相談窓口 運営団体の事業所、相談者宅での相談も可。
(4) 相談料	無料
(5) 開設日数	50 日（予定）

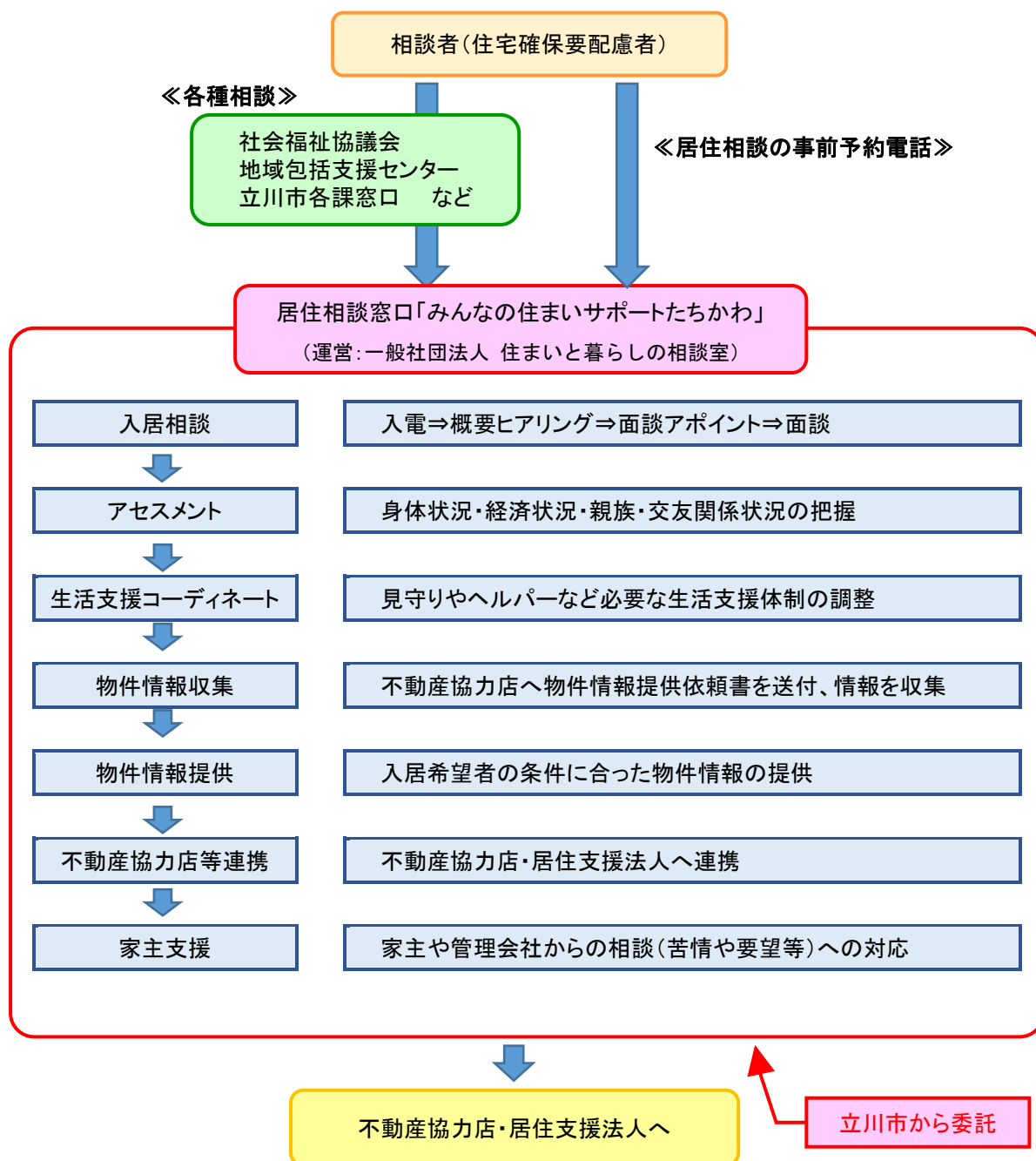
○早急に退去が必要、木曜日に予定がつかない方等は上記以外の日時に柔軟に対応。

3 居住支援セミナーの開催〔立川市委託事業〕

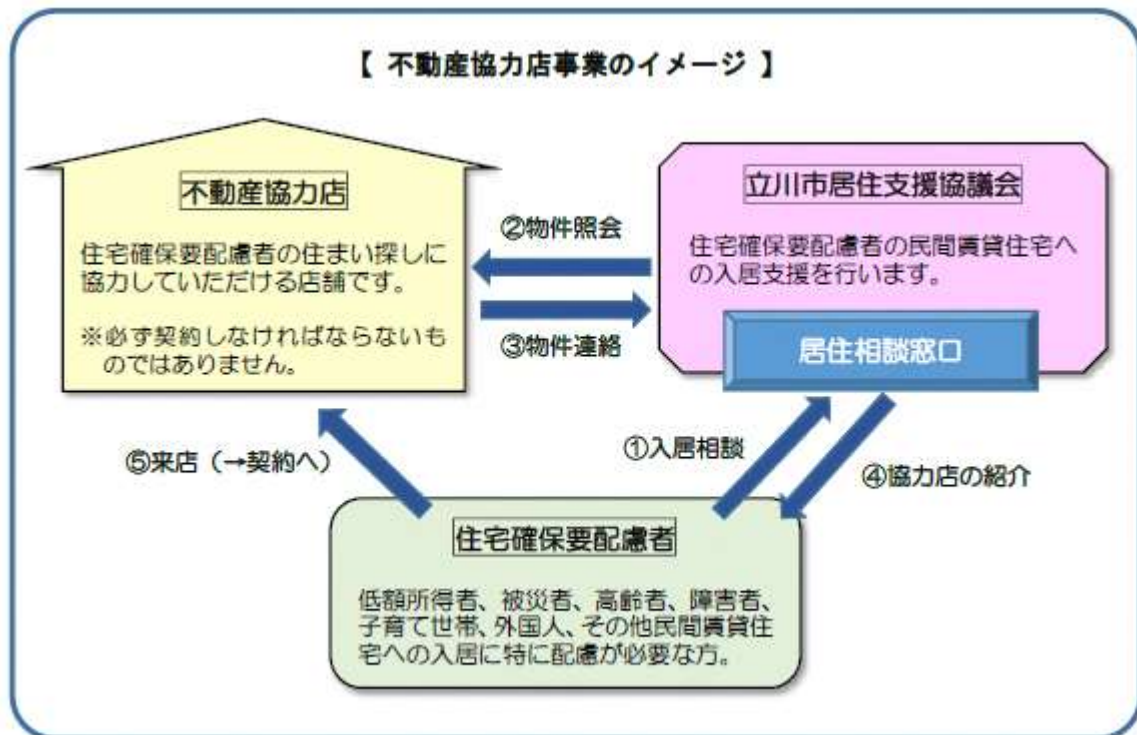
(1) 開催日時	令和 8 年 12 月 25 日
(2) 開催会場	立川市役所 1 階 101 会議室
(3) 主な対象	（調整中）
(4) 内 容	住宅セーフティネット制度の周知、普及・啓発を目的としたもの 講師・テーマ等詳細は調整中
(5) 参加料等	参加料・入場料 無料

上記 2・3 の業務委託契約の相手方 一般社団法人 住まいと暮らしの相談室

《居住相談窓口業務のフロー》



4 不動産協力店事業の拡充



(1) 不動産協力店

「不動産協力店」とは、居住支援協議会の活動趣旨に賛同し、居住相談窓口と連携しながら、住宅確保要配慮者の住まい探しに協力する立川市又は立川市に隣接する市に所在する不動産店（立川市内のみから拡充）で、協力店登録簿に登録された不動産店をいう。

(2) 居住相談窓口との連携

- ① 協議会事務局から居住相談窓口へ協力店登録簿の情報を送付（登録簿更新の都度送付）する。
- ② 相談窓口から協力店に、相談者の希望条件等をFAX・電子メール等により連絡する。
- ③ 協力店は、紹介できる物件がある場合には、その旨を相談窓口連絡する。
〔該当物件がない場合は、ここで終了〕
- ④ 相談窓口と当該協力店で調整のうえ、相談窓口から相談者に当該協力店を紹介する。
- ⑤ 相談者が当該協力店に直接訪問する（相談窓口担当者が同行する場合あり）。

5 活動の周知

(1) 広報たちかわ

- ・ ①会議の開催情報 ②居住相談窓口 ③居住支援セミナー開催・募集

(2) 立川市ホームページ

- ・ 次の記事を掲載予定
 - ①居住支援協議会について ②居住相談窓口（みんなの住まいサポートたちかわ）
 - ③不動産協力店（募集） ④不動産協力店（紹介）
 - ⑤居住支援協議会設立総会（会議概要）
 - ⑥総会等会議の概要 ⑦居住支援セミナー（開催案内）

(3) 事業案内パンフレット・チラシ〔立川市委託事業〕

- ・ 居住相談窓口を周知するためのパンフレット・チラシの配布、居住支援セミナーのチラシ作成及び配布
- ・ 関係機関の窓口等に設置依頼

立川市居住支援協議会 事業の実施体制(イメージ)

【協議会参加各団体の役割分担】

〔不動産関係団体〕

協議会参加、協議会会長、加盟店への働きかけ 等

〔居住支援団体〕

協議会参加、協議会副会長・監事、各種支援サービスの実施 等

〔立川市〕

協議会参加、協議会副会長、各種行政サービスの実施 等

《事務局》

協議会運営、会計、委託契約、広報・ホームページ、会場確保、不動産協力店の登録 等

